

第7回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成20年12月5日 9時45分～12時
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、加藤総務課長、眞田行政管財係長、近藤主任
塩野主事
4. 議案
 - 抽出事案の説明・審議について
抽出事案
 - ・制限付一般競争入札
 - ①町道蟬ヶ平線3工区改良第3期工事
 - ②町道蟬ヶ平線1工区改良第2期工事
 - ・簡易公募型指名競争入札
 - ③町道倉ノ平線道路改良工事(6期)
 - ④町道津川払川線消雪パイプ新設工事
 - ⑤町道津川払川線消雪パイプ新設工事(その2)
 - ・指名競争入札
 - ⑥三川学校給食センター厨房床改修工事
 - ⑦阿賀町水道施設配水管布設替工事
 - ⑧町道上空野線道路改良工事
 - ・随意契約
 - ⑨御神楽温泉4号井改修工事
 - ⑩阿賀町汚泥再生センター生物分離装置修繕
 - その他資料
 - ・平成20年度建設工事平均落札率比較表
 - ・再入札実施案件の入札額の比較 2件
 - ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較 14件
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>第7回の入札監視委員会の開会。次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しくあいさつを述べた後、平成20年度の上半期の入札状況について、次の4点の報告をした。</p> <p>①大型工事が多くあったことから平均落札率が90%を下回っている。</p> <p>②比較的競争力が確保されている一般競争入札及び簡易公募型指名競争入札では落札率は低い傾向にあるが、町内の業者のみを対象とした指名競争入札での落札率は高止まり傾向にある。</p> <p>③委託業務の簡易公募型指名競争入札を500万円以上から200万円以上に拡大した結果、競争力が増し落札率が大きく下がった。</p> <p>④最低制限価格の設定率を改正により引き上げたことに対する落札率の上昇が思ったほど影響が無かった。競争力が確保されているものと思われる。</p> <p>なお、今後についても委員各位からご指導をお願いしたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>この委員会が設置されて2年足らずだが、公共契約を取り巻く環境は大きく変わった。2年前は総合評価方式入札は、新潟県と新潟市でのみ行われていたが、現在は県内市町村の半数以上で実施されている。また、国では随意契約を縮小して些細なものでも一般競争入札で契約をしている状況。公共契約制度改革については更に加速</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>していくと思われるので、我々委員会もそれに乗り遅れないように進めて行きたいと述べ挨拶とした。</p> <p>総務課長</p> <p>以降、委員長に進行を代わる旨を告げて交代した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>次第に従い、さっそく次第1の「抽出事案の説明・審議」に移り、抽出理由について今回抽出委員の伊津委員に説明を求めた。</p> <p>沢田委員長</p> <p>続いて、抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>真田係長</p> <p>様式1から様式6までを説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>伊津委員</p> <p>制限付一般競争は3件の中で、落札率の高いものと2社が失格した事案2件を抽出した。簡易公募については3件を抽出したが、契約金額の大きいものと14社中12社が失格した事案、高落札率の事案を抽出した。指名競争については3件を抽出し、高落札率のものと公募数が多かったものを抽出した。随意契約については、100%事案と契約金額が一番大きいものを抽出した。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>再入札案件の比較表を見ると規則性を感じる。町側の説明では1回目の入札の最低入札額を公表しないから順位に変動はないとのことだが、落札結果を見ると落札者だけが2回目の入札では大きく入札額を下げ、それ以外の業者は小幅に下げた2回目の入札をするというパターンだ。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>原因となった工事については公共工事ではないが、住宅基礎解体に伴う基礎コンクリート塊を所有者の同意を得て近くの山林に敷砂利替わりに廃棄したものが廃掃法違反となったもの。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問の無いことを確認し、続いて様式7号について、入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>真田係長</p> <p>様式7のうち、「制限付一般競争入札」の2件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>真田係長</p> <p>総合評価の配点については公告時に示しており、入札参加申請書の提出の際に求めている添付書類により町も業者も確認できるものである。</p> <p>真田係長</p> <p>業者側が知りえないものとして、配点の大きい工事成績がある。現在町では合併後期間が間もないため蓄積データが少なく、県のデータで配点をしている。</p>	<p>沢田委員長</p> <p>本当に競争があれば1社だけが大きく入札額を下げるといった結果にはならず、数社が下げるものと思う。</p> <p>様式4では町内業者で指名停止を受けているが、その内容について報告願いたい。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>①の案件については申込み後に辞退した業者があるが、辞退理由の総合評価の点数については事前に承知できるものなのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>公告時に確認できるということであれば、入札申込み前に判断できるということではないのか。</p> <p>鷲尾委員</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>現在、最低制限価格と低入札制度の運用は1億円を基準に区分している。委員のご意見では最低制限価格も低入札調査基準価格も不要とのことだが、価格も評価の一部であり基準を設定しないとダンピングに繋がる恐れがある。</p> <p>総務課長</p> <p>総合評価方式といえども品質確保の観点から安ければよいということにはならない。価格が安くても技術力でカバーできるといったものではなく、バランスが大切だと認識している。</p>	<p>今までの話を総合的に考えると、総合評価方式を用いた入札では、最低制限価格の設定や低入札基準価格の設定は不要なのではないか。②の低入札価格調査資料を見ると各項目での失格基準としているため総額ではクリアしていても失格となるケースがある。先回の委員会でも提案したが低入札制度そのものは基準内にある低入札をすくい上げる制度でなければならない。また、入札結果を見てもわずかな金額の差で工事そのものが粗悪になるとは考えにくい。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>ダンピングを防止する意味でも総合評価方式を運用しているわけだが、価格以外の技術力等に重点を置いている総合評価方式であるのだから価格制限をする必要はないと考える。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>言い換えれば制限価格等の根拠はどこにあるかということ。最低制限価格の決定要素には町内業者の保護育成の観点など政治的な要素もあることは承知している。全てを公平という観点では全ての事案について総合評価方式を運用できれば一番良いわけだが、請負技術のある者が請負える価格で</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長</p> <p>現在の総合評価方式では、価格も判定の大きな要素となっている。価格以外の評価基準配点合計は現在18点だが、これが将来大きく引き上げられた場合は落札決定に当たっての価格以外の要素が大きくなり価格のウェイトが下がることとなるので価格制限の必要性はなくなるのかもしれないが、現時点では制度自体も始まったばかりであり完全なものとは考えていない。今後制度自体が成熟すれば対応できるものと考えている。</p> <p>総務課長</p> <p>補足だが、現在町が運用しているのは総合評価方式の中でも実績を重視する「簡易実績型」であり、これが技術力評点数の高い「簡易提案型」等へ移行することにより価格要素での逆転も充分反映できるものと考えている。</p>	<p>請負うのがアローアンスであるから制限価格等を設ける必要はないと考える。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>今後は総合評価方式を運用して最低制限価格を設定した場合どのような矛盾点が出てくるのか検証していただきたい。私がどうしても納得できないのは低入札制度における項目ごとの失格基準なので、この点についてはぜひ改善していただきたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>今の鷲尾委員の提言についてだが、そもそも総合評価方式については会計法上最低制限価格を設定することが出来ない国が生み出した方式であり、運用することによって低入札防止とともに価格以外の要素により落札者を決定するシステム。総合評価方式を運用するのであれば最低制限価格の設</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長 他に質問の無いことを確認し、続いて簡易公募型指名競争入札の抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式7のうち、「簡易公募型競争入札」の3件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>総務課長 総合評価方式の運用については、4千万円以上の工事について運用しているところだが、最低制限価格との連動性をどのよ</p>	<p>定は不要という委員の考え方のほうが筋が通っていると思う。ただ、始まったばかりの制度でもあることからいろいろと検証し検討をしていただきたい。</p> <p>鷲尾委員 ③の案件については、落札した西興産と失格した安田建設との価格差は161万円程だ。この金額は落札金額に比較すれば消費税にも満たない額である。この結果を見ても先ほど述べたとおり総合評価方式を運用する場合の最低制限価格の設定には大いに検討の余地がある。この価格差が工事に重大な影響を及ぼす差であるとは思えないし、このようなケースが続出するようではまずいのではないか。今回はたまたま入札額が接近していたための結果とは思いますが、総合評価方式を運用し地元建設業者の育成に繋がたいという意図なのであれば、最低制限価格を設ける代わりに地域貢献度の割合を大きくするなど、いろいろとシュミレーションをした中で意図を反映できるようにすればよいのではないか。そのことにより町側も総合評価方式を弾力的に運用することが出来るものと考えてる。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>うにすればよいか更に検証検討したい。なお総合評価方式については、町側も昨年度から運用したばかりで実績が少ない。また業者側もまだ不慣れであり、評価点に基づく価格差がどのくらいなのかをよく理解できていない部分もあるようで、評価点が高いのに入札額も一番低いという事例が多く見られる。今後については更に評価配点についても見直す必要性を感じている。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 建設課の見解では、ケーブル敷設について町の設計と業者の積算の間で食い違いが生じたようであるが、町の設計に近い積算をしている業者もあることから、今後についてはより業者側にも理解しやすい表現方法としたい旨の報告を受けている。</p> <p>総務課長 そんなに特殊な工事ではない。今説明したように、業者側に示した図面、単抜き設</p>	<p>沢田委員長 入札公表結果を見ると、失格した業者については入札額も低い技術評価点も低い。もし、最低制限価格を設定していないものとして評価値の結果を見ると、金額のみの落札判定と同じ順位となってしまう。国も総合評価方式の運用を始めたばかりの頃は価格以外での逆転という事例はあまりなかったが、対策として加算点を引き上げたことにより価格以外での逆転落札が増えたとのことなので、町でも更に検討していただきたい。</p> <p>沢田委員長 ④の事案では、14社中12社が失格となっているが、内訳書の比較を見るとケーブル接続で町の設計と業者の積算で大きく開きがあるようだが原因については何か。</p> <p>伊津委員 この工事は特殊な工事なのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>計書、仕様書に理解しづらい部分と説明不足があったのだと思う。業者側からも不明な点に対し質問が出てこなかったのも一因。なお、今後については理解しやすい関係資料の作成を心がけるよう事業課に指示したい。</p> <p>眞田係長 推進工法等の難しい設計内容ではないが、該当項目については直工に占める割合が2/3程度あることから、このような入札結果となったと思われる。</p> <p>総務課長 このようなことがあると、施工の段階で支障が生じることが予想される。いずれにしても今後については注意を促したい。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式7の「指名競争入札」3件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 高落札率事案については比較をしている。</p>	<p>沢田委員長 ケーブルの埋設については、推進工法とかの工法指定はあったのか。</p> <p>伊津委員 業者の中には、約200万円の設計に対し5万円の積算をしている業者もある。明らかに工事内容を誤解しているのではないか。</p> <p>鷲尾委員 全般的なことだが、業者から提出された内訳書の比較については、この委員会の抽出案件のみ比較しているものなのか。</p> <p>鷲尾委員 非常によくまとまっているのでぜひ今後も継続してもらいたい。なお、⑥の案件に</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 入札後に各業者の積算内訳を比較しても、落札についてはすでに決定してしまっているため契約についてはどうしてみようもないが、④の事案のように、異常な落札結果の案件については、町側の設計に問題がなかったかをすぐに担当課に調査をさせる等チェックをしている。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、次の随意契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式 7 の「随意契約」 2 件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>総務課長 どのような施設であっても当然経年劣化による機器の交換や補修の必要性は生じてくる。また、今までは設備導入に当たっての判断基準となる定めはなかったが、最近新たな方法としてプロポーザル方式によるものや、補修については従来施工業者 1 社を対象として随意契約していたものを公募により入札を実施し補修業者を決定して経費削減に努めているところ。</p>	<p>については金額が小さいとの理由もあるが、積算内訳比較表を見る限りは競争原理が働いているとは言えない結果である。</p> <p>また、入札後に積算内訳を比較するのも大変だと思うが、どのように考えているか。</p> <p>五十嵐委員 施設によっては特殊な製品を使用してメンテナンスに多大な期間や経費を要するものもあると思うが、それらの対策をどのように考えているか。</p> <p>五十嵐委員 町の施設全般に渡ってのメンテナンスに</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>修繕については、一般財源から充当するのがほとんどなので、担当課から聞き取りをしながら年次計画で補修等に予算計上をして対応しているところ。</p> <p>眞田係長</p> <p>先ほど総務課長から話もあったが、プロポーザル方式の中では、その後のメンテナンスについても提案を求めており、将来にわたっての経費節減についても契約時においても考慮しているところ。</p> <p>眞田係長</p> <p>担当者の話によると、本来であれば特殊なポンプのためメンテナンス業者1社による随意契約にて修理を行いたかったようだが、メンテナンス業者の見積書との比較のために規格の近いポンプの見積を徴したと聞いている。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問意見がないことを確認し、全般にわたっての質疑意見を求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>総合評価方式を運用する場合は、事前にアドバイザーから配点項目等について意見を頂いた中で行っている。今後について</p>	<p>についてはどのように考えているのか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>⑨の案件については、特殊なポンプということでの随意契約だと理解していたが、契約方法についての伺いを見ると、他者からも見積を徴している。見積もり合わせのようでもあるが、他の社でも製作が可能だったということか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>総合評価方式の配点は決まっているものなのか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>学識経験者から意見聴取することとなっているが。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>は配点基準等も含め、試行しながら町に適した基準を探って行きたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>低入札調査制度も当然連動している。ただし、国の場合は失格要件がないため、入札額の桁間違いとか極端な低入札があることも事実。桁間違いの場合は契約はしないが、総合評価方式を運用して落札者が低入札の場合でもそのまま契約する事例が多い。</p> <p>眞田係長</p> <p>試行の運用基準なのでそのように運用させていただいているが、評価点の配点については、何点がベストなのかはまだ検証できていない状況。今後については各委員から頂いたご意見のとおり、過去の案件を検証しながら、またアドバイザーの意見を拝聴しながら適切な配点となるよう検討</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>ぜひ、町が行った過去のデータを分析していただきたい。その結果をシュミレーションすることで、各項目ごとの配点基準を町が意図とするものに反映できるし、結果として町が望む制度としてなっていくものとする。</p> <p>沢田委員長</p> <p>阿賀町の実情に合わせた制度としてしてもらいたい。</p> <p>総務課長</p> <p>参考までに委員長にお尋ねしたいが、国交省では総合評価方式を多数実施しているが、低入札調査の結果については反映されないのか。</p> <p>伊津委員</p> <p>総合評価方式試行要領の運用基準を見ると簡易型の加算点上限は17点となっているが現在町では18点として運用しているということによるのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>していきたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問意見がないことを確認し、次のその他の案件について事務局から説明を求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>年度末をもって委員の皆さんの任期切れとなる。町長とも事前に相談し、各委員の皆さんには引き続き阿賀町の入札制度全般に渡りご指導ご意見を頂きたく、再任についてご了承を頂きたい。</p> <p>また、現在は委員会資料の中で、業者から提出された積算内訳書の写しを全て添付しているが、次回から特別問題があるものを除き積算内訳書比較表をもって省略させていただきたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>次回委員会日時が平成21年3月25日(水)午後1時15分であることを確認し、閉会とした。</p>	<p>再任の件、資料の件とも全委員から同意を頂いた。</p>